

制 度 名	公立文教施設整備補助（公立学校施設整備費負担金・学校施設環境改善交付金）	主管課名	財務課 助成 G																												
		問合せ先	029-301-5177																												
目的・趣旨	<ul style="list-style-type: none"> ・公立の義務教育諸学校の施設の整備の促進 ・義務教育諸学校等における教育の円滑な実施の確保 																														
<p>[対象団体] 市町村</p> <p>[対象事業] 次に該当する幼稚園，小学校，中学校，義務教育学校，特別支援学校の施設整備のための事業</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 新增築事業（公立学校施設整備費負担金。以下「負担金」という。） (2) 改築事業（学校施設環境改善交付金。以下「交付金」という。） (3) 地震補強事業（交付金） (4) 長寿命化改良事業（交付金） (5) 大規模改造事業（交付金） (6) 学校統合に伴う既存施設改修事業（交付金） (7) 屋外教育環境整備事業（交付金） (8) 学校水泳プール新改築事業（交付金） (9) 学校水泳プール耐震補強事業（交付金） (10) 中学校武道場新改築事業（交付金） (11) 防災機能強化事業（交付金） (12) 太陽光発電等導入事業（交付金） (13) その他 <p>[補助要件，限度額] 事業ごとに補助要件，限度額が設定されている。</p> <p>[対象経費] 工事費（一部事務費も認める。）</p> <p>[経費負担割合（原則）]</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">国</th> <th style="text-align: center;">県</th> <th style="text-align: center;">市町村</th> <th style="text-align: center;">その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)負担金 [対象事業] の(1)</td> <td style="text-align: center;">1/2</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">1/2</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td>(2)交付金 (2)～(5)，(7)～(11)，(13)</td> <td style="text-align: center;">1/3</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">2/3</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td>(6)，(12)</td> <td style="text-align: center;">1/2</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">1/2</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> </tbody> </table> <p>[30年度当初予算額（案）]（国予算）</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">(1)負担金 39,251,000 千円</td> <td style="width: 50%;">[30年度補助対象団体]</td> </tr> <tr> <td>(2)交付金 28,797,260 千円</td> <td>(1)負担金 平成30年6月頃決定予定</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(2)交付金 平成30年4月頃決定予定</td> </tr> </table> <p>[備考] <ul style="list-style-type: none"> ・過疎地域，筑波研究学園都市及び原子力発電施設等の周辺地域では，関係特別措置法により補助率の嵩上げ措置がある。 ・改築事業，地震補強事業は，地震防災対策特別措置法により補助率の嵩上げ措置がある。 ・前年度6月頃に事業計画の調査を行う。 </p>						区 分	国	県	市町村	その他	(1)負担金 [対象事業] の(1)	1/2	—	1/2	—	(2)交付金 (2)～(5)，(7)～(11)，(13)	1/3	—	2/3	—	(6)，(12)	1/2	—	1/2	—	(1)負担金 39,251,000 千円	[30年度補助対象団体]	(2)交付金 28,797,260 千円	(1)負担金 平成30年6月頃決定予定		(2)交付金 平成30年4月頃決定予定
区 分	国	県	市町村	その他																											
(1)負担金 [対象事業] の(1)	1/2	—	1/2	—																											
(2)交付金 (2)～(5)，(7)～(11)，(13)	1/3	—	2/3	—																											
(6)，(12)	1/2	—	1/2	—																											
(1)負担金 39,251,000 千円	[30年度補助対象団体]																														
(2)交付金 28,797,260 千円	(1)負担金 平成30年6月頃決定予定																														
	(2)交付金 平成30年4月頃決定予定																														